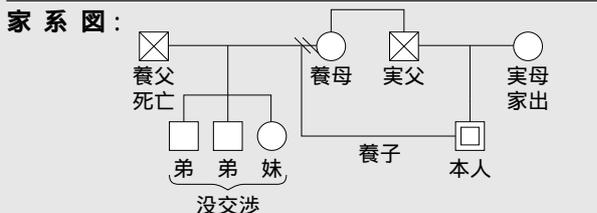


平成 年 8月 ○ 相談受付
 面談・アセスメント
 福祉の手立てを検討するが調整が間に合わず

11月 ○ 満期出所
 **更生保護施設**
 福祉の手立ての検討中

プロフィール

出身： 県A市
 IQ相当値：61 (CAPAS) (療育手帳取得なし)
 罪名：詐欺
 入所度数：12度 (今刑： 県A市刑務所)
 刑期：懲役1年8か月
 医療面：アキレス腱断裂による右足伸展不良



現在までの生活状況・犯罪に至った経緯：
 幼少に実母が家出し、父方伯母に預けられ養子となる(その後縁組解消)。高校受験時、戸籍によって養父母であることを知り、高校進学を辞退。20代に養父が事故死し、そのことから飲酒・ギャンブルに耽溺。徐々に生活が崩れ、30代より窃盗・詐欺を反復し受刑歴を重ねる。30代で結婚するも離婚し、子供はいない。本人には歳が離れた弟・妹がいるようだが没交渉。
 前刑満期出所後、頼るべき身寄りや知人もいないため野宿生活を送っていたが、空腹を満たすために 県S市内の焼き鳥店にて無銭飲食を行い受刑。

平成 年 8月

相談受付

県保護観察所より特別調整協力等依頼。刑期終了までわずか3か月しかない。

1

面談・アセスメント

8月

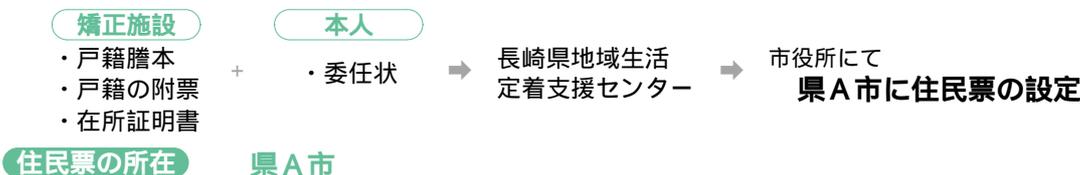
- ニーズ** 一人では生きていけないから助けてほしい。暮らせるならばどこでもよいが、可能であれば故郷で暮らしたい
- 課題** 住民票が不明。過去に身体障害者手帳を取得していたようだが定かではない。身寄りがいない。所持金がない。帰る場所がない。

2

援護の実施市町村との調整

8月

「住民票」と「身体障害者手帳」の取得実績の有無について公的な権限による確認を矯正施設へ依頼。
 回答 ① 住民票は削除されていた。
 ② 「身体障害者手帳」の取得実績はあったが、現時点では失効している。
 「法務省矯正局長 昭和36年通達」(>>p17)を応用し「矯正施設所在地」の 県A市に住民票の設定を目指す。



① 障がい者福祉を前提としての福祉の手立てを検討する。



障がい者福祉

身体障害者手帳の取得：×

失効していた身体障害者手帳の取得を目指す。

身体障害者手帳の申請には障害判定の資格を持つ指定医の①診断書、②意見書が必要

→ 矯正施設内には指定医がいないが、外部の一般病院への受診許可が下りる。

受診費用（初診料＋診断料＝約10,000円前後）は誰が負担するのか？

→ 矯正施設側：「外部の病院へ受診した診断書料等を「矯正医療」で負担することは出来ない。
自己負担で受診してほしい」

本人：所持金はわずかで自己負担は困難

入所中に「身体障害者手帳」の申請は出来ないと判断

身体障害者手帳申請及びそれに伴う費用負担の問題については、矯正施設退所後に生活保護を受給した上で再検討

② 障がい者福祉の選択肢がなくなったことと矯正施設退所までの時間がわずかになったことを勘案し、措置施設である複数の「救護施設」を探る。



生活保護

救護施設への措置：

複数施設をあたったところ一施設が受け入れを検討

直接訪問したところ「本人による施設見学と面談が必要」

本人はまだ入所中のため、矯正施設退所後すぐの受け入れは不可。

平成 年
10月

満期出所・指定更生保護施設へ入所

受け入れ先が決まらなかったため、「更生緊急保護」により入所。



保護カードの申出
(申請の手続をサポート)



保護観察所へ同行



県C市の指定更生保護施設へ
「更生緊急保護」

退所後の居所 指定更生保護施設（県C市）

① 住民票の移動

住民票の移動 県S市 県C市（指定更生保護施設所在地）

県C市で国民健康保険証を申請・取得、生活保護の申請を行う。

住民票の所在 県C市

② 指定更生保護施設と連携し福祉の手立てを調整する。



生活保護

救護施設への措置：

受け入れを検討した救護施設を本人と併い訪問する。

「障害者手帳があった方が受け入れやすい」「年度が変わって再検討したい」との回答



障がい者福祉

身体障害者手帳の取得 : ×

整形外科を受診

「現状の本人の身体レベルでは身体障害者手帳が取得できない可能性が高い」との見解を受ける

療育手帳の取得 :

療育手帳の申請に切り替え、指定更生保護施設の SW と連携して療育手帳取得を目指す。

療育手帳の取得には「18歳以前に知的障がいが発生したことの証明が必要」。生活保護の「扶養照会」を行う際に定着支援センターが作成した「幼少期の本人に関する情報提供を依頼した書式」を添付していただくように依頼

親族からの「回答(学業劣位だったことの証明)」が福祉事務所へある。その書式を知的障害者更生相談所へ提出することで療育手帳取得へつながる

療育手帳が取得出来たことにより、受け入れ先の選択肢が広がる。現在故郷(県)への移行を目指して福祉サービスの調整中。

4

「合同支援会議(調整会議)」の開催～援護の一極集中の緩和に向けた取り組み

1月～

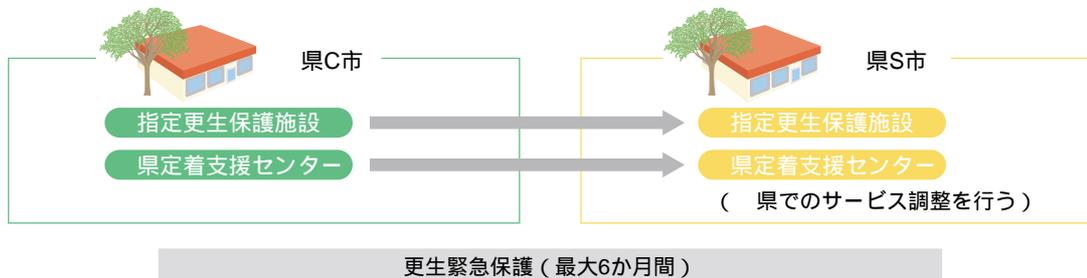
「居住地(住民票等)」や「帰住地」を有していない対象者が、更生保護施設で住所設定し、その後福祉事業所へ入所(移行)する場合には、従前の「更生保護施設所在地」の市町村が援護の実施者となってしまう。

➔ 指定更生保護施設所在地の市町村へ経済的負担が集中

最大6か月の更生緊急保護の期間中に、本人が希望する故郷の県の更生保護施設へ移管し、そこでの福祉サービス調整が可能か、関係機関(福祉、行政、司法)と複数回協議をしている。

協議・確認事項

- ① 一極集中を避けるためには？
- ② 保護観察所間で可能な手立てはあるか？



Point 1

更生保護施設間の移管の試み

他の都道府県に帰住する対象者が指定更生保護施設を利用することにより、同施設の所在地の市町村へ援護の実施が集中するという問題が顕在化しています。Eさんは指定更生保護施設間での移管に向けて現在協議中です。このように特に更生保護施設を経由し、他県へ帰住する対象者等については、「更生緊急保護」の期間内(最大6か月)に帰住予定地の更生保護施設へ移管することで、「援護の実施責任」を分散させていくような取り組み・仕組みが必要不可欠です。

Point 2

住民票が消除された場合に矯正施設所在地に住民票を設定

福祉サービスの調整は、まず援護の実施市町村を確定すること、すなわち「住民票の確認及び設定」をすることから始まります。Eさんは、その住民票が既に消除されていた為、「住民票」を設定することが必要不可欠でした。矯正施設側に「戸籍謄本」「戸籍の附票」の取寄せと「在所証明書」の発行というご協力いただいたことで、本人から「委任状」を貰い、矯正施設入所中に「矯正施設所在地の市町村」へ住民票を設定することが出来ました。

Point 3

公的な権限の活用～生活保護の「扶養照会」

療育手帳を申請する際に「18歳以前に知的障がいが発症していた証明」を求められることが多くあります。Eさんは証明を行う親族等の正確な情報すら把握できていませんでしたが、療育手帳の申請と同時期に行っていた生活保護の「扶養照会」を活用することで、親族からの「回答(学業劣位だったことの証明)」をいただくことが出来、療育手帳の取得につながりました。